

# 適正なガス取引についての指針

平成16年8月6日

公正取引委員会  
経済産業省

# 適正なガス取引についての指針

## 目次

### 第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成

1. 指針の必要性	1
2. 指針の構成	3

### 第二部 適正なガス取引についての指針

#### ・小売自由化分野（大口供給、特定ガス大口供給）における適正なガス取引の在り方

##### 1. 一般ガス事業者等による大口供給

(1) 考え方	4
---------	---

##### (2) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	4
--------------------------	---

(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	4
---------------------------	---

不当に低い価格設定

つなぎ供給における不当に高いガス料金の設定等

不当に高い解約補償料の徴収

複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

設備等の無償提供

物品購入・役務取引の停止

事実に反する情報の需要家への提供

他の事業分野における独占的な地位の利用

##### 2. 簡易ガス事業者による特定ガス大口供給

(1) 考え方	7
---------	---

(2) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	7
---------------------------	---

#### ・託送供給分野における適正なガス取引の在り方

1. 考え方	8
--------	---

##### 2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 情報の目的外利用の禁止	8
-----------------	---

(ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	8
--------------------------	---

(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	9
---------------------------	---

(2) 差別的取扱いの禁止	10
---------------	----

(ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	10
--------------------------	----

(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	11
---------------------------	----

(3) 託送供給に附帯する業務の取扱いについて	13
(ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	13
(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	14

・卸売分野における適正なガス取引の在り方

1. 考え方	15
2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	16
(2) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	16
取引拒絶及びその示唆による不当に高い料金設定等 不当な拘束条件付取引等	

・小売規制分野（選択約款）における適正なガス取引の在り方

1. 考え方	17
2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	17
(2) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	18
費用回収が適切に行われない価格設定 需要家間の不当差別 その他	

・LNG基地の第三者利用に関する適正なガス取引の在り方

1. 考え方	19
2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	19
3. 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	19

# 適正なガス取引についての指針

## 第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成

### 1. 指針の必要性

- (1) 一般ガス事業については、導管供給による地域独占に伴う弊害に対処するためガス事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等や会計面の規制）によってその防止が図られてきた。

その後、平成6年及び平成11年のガス事業法等の改正により、年間契約数量100万 $\text{m}^3$ 以上の需要家へのガス供給（大口供給）が自由化されたことに加え、新規参入者が大口供給を実施する際に既設導管を活用するガスの託送供給に係る約款の届出・公表を指定一般ガス事業者（東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、東邦ガス株式会社及び西部ガス株式会社）に義務付ける等の措置が採られ、大口供給分野における競争促進が図られた。また、小売規制分野においては選択約款制度が導入されたほか、卸供給に係る料金等の供給条件についての届出制への移行等の措置が併せて採られ、これらも含めてガス市場における競争の促進が図られた。

- (2) また、簡易ガス事業についても、独占的供給に伴う弊害に対処するため、ほぼ一般ガス事業と同様の業務規制が課されていたが、平成11年のガス事業法改正等において、簡易ガス事業における特定ガス大口供給（年間契約数量1,000 $\text{m}^3$ 以上の需要家への供給）に係る料金等の供給条件の規制の廃止、小売規制分野における選択約款制度の導入により、これらも含めたガス市場における競争の促進が図られた。

- (3) 今般、改正ガス事業法が平成16年4月に施行されたことに伴い、託送供給義務の対象が、全ての一般ガス事業者及び自ら維持・運用する特定導管によるガスの供給を行う事業者（以下「ガス導管事業者」という。）にまで拡大された。併せて、託送供給の中立性・透明性を確保するための措置として、託送供給等の業務に係る会計整理や、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止等の禁止行為が新たにガス事業法に規定されたところである。

また、今般の改正ガス事業法及びその関係法令の施行に伴い、第一に大口供給の範囲が従来の年間契約数量100万 $\text{m}^3$ 以上から50万 $\text{m}^3$ 以上まで拡大され、第二に大口供給の許可制が変更又は中止命令付きの届出制へ移行し、第三にこれまで大口供給用のガスに限定されていた託送供給義務の対象が卸供給向けにも拡大するとともに、卸供給に係る届出制を廃止する等の措置が採られた。こうした措置の実施により、大口ガス市場、卸ガス市場のいずれにおいても一層の競争の促進が期待されるところである。

- (4) しかしながら、ガス事業制度の改革は、新規参入やガス料金の低下がみられるなど一定の成果をあげているものの、依然としてガス市場は次のような特徴を有しており、今般のガス事業制度改革によって構築された具体的な制度の実施によっては、ガス市場において競争原理が有効に機能しないのではないかと懸念は引き続き存在する。

導管によるガスの供給について、一般ガス事業者がその供給区域内において、依然として大きな市場シェアを有していること。

既に導管網が張り巡らされていることにより、新たな導管網の敷設が困難とされる地域があること。

一般ガス事業者において高カロリーガスへの転換が進みつつある中で、その原料の主流であるLNG・天然ガスの入手先が限られること。

また、他エネルギーとの競争の中で、一般ガス事業者による需要家間の差別的取扱いや一般需要家に悪影響を及ぼす料金設定等が行われるのではないかとの懸念もある。

さらに、平成11年の改正ガス事業法等の施行から4年が経過し、一般ガス事業者の一部の事業活動に関し、現行の指針に示されていない行為やこれまでの制度改正時に想定されなかった行為の一部について、競争制限的な面があるのではないかとの懸念が生じている。

他方で、ガス市場においては、他の事業分野において独占的な地位を有する事業者の参入も進展しつつあり、これらの事業者が当該他の事業分野での独占力を利用した取引を行うことが、ガス市場における公正な競争を阻害する可能性も必ずしも否定できない状況にある。

- (5) こうした懸念に対して、ガス事業法による事前・事後規制で対応することも考えられる。今般の改正ガス事業法においては、託送制度の中立性・透明性を確保する観点から、託送供給を行う事業者の行為規制等が新たに整備されており、まずはこの着実な実施がガス市場全体の健全な発展と事業者間の競争促進に有益であろう。他方で、一層の自由化範囲の拡大等により、今般のガス市場制度改革によって構築された具体的な制度が施行された後のガス市場においても、これまで以上に競争促進や公正な取引の確保に向けた要請が高まり、ガス事業法のみでは対応できない場面が現出することも想定される。

一方、こうした懸念に対して、独占禁止法によって対応すべきとの議論もある。しかしながら、独占禁止法は、基本的には競争制限的行為を排除するものであって、ガス市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。

したがって、ガス事業制度改革の趣旨である経営自主性の尊重や、競争を通じてガス事業全体の効率化を進め、もって需要家利益の増進を図るためには、独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の変更命令等の発動基準を明らかにすることにとどまらず、ガス事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正なガス取引についての指針を示すことが必要となる。

このような指針を示すことにより、ガス市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示されることとなる。この結果、ガス事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整えることが可能となる。

- (6) こうした趣旨にかんがみ、ガス事業法を所管する経済産業省と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、ガス事業法及び独占禁止法と整合性のと

れた適正なガス取引についての指針を作成することとした。

- (7) この指針の作成に当たっては、次の点を基本原則とした。
- この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することにかんがみ、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に即して、適正なガス取引について具体的な指針を示していく。
- ガス取引においては、未だ競争導入の途上にあることから、あらかじめすべての行為を予測することは困難である。このため、制度改革初期の段階において想定された行為や制度改革以降これまで行政当局に相談のあった事例を念頭におく。
- なお、市場構造が動的に変化していくことに加え、今後、関連する諸制度等の改革も予想されることから、本指針においては、必要に応じて見直しを行っていくこととする。
- (8) 今般、公正取引委員会と経済産業省は、ガス事業法等の改正によって新たに規定された託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止等の禁止行為に係る取扱いを整理するとともに、これまで行政当局に相談のあった事例等を踏まえた上で、ガス市場における適正なガス取引の在り方について一層具体的かつ明確に示すため、「適正なガスの取引についての指針」の補足充実を図り、これを改定することとした。

## 2. 指針の構成

- (1) 指針は、ガス取引を 小売自由化分野（大口供給、特定ガス大口供給）、託送供給分野、卸売分野、小売規制分野（選択約款）及び LNG 基地の第三者利用の各分野に区分した上で、次のような内容のものとする。
- (ア) 総論として、基本的な考え方を明示する。
- (イ) 各論として、上記の各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為を示した上で、ガス事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれがある事業者の行為を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。
- (2) なお、具体的なケースについては、市場構造や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。

## 第二部 適正なガス取引についての指針

・小売自由化分野（大口供給、特定ガス大口供給）における適正なガス取引の在り方

### 1. 一般ガス事業者等による大口供給

#### (1) 考え方

自由化対象需要家に対する供給の条件については、原則、一般ガス事業者がガス事業法上の規制を課さないこととしている。これは、大口需要家の獲得を巡って、既存の一般ガス事業者とLNG等の供給源を有する事業者等の新規参入者や、石油・液化石油ガス等の競合エネルギーを供給する事業者との間で有効な競争が生じれば、効率的なエネルギー供給が実現されるという考え方に基づくものである。

こうした競争市場においては、一般ガス事業者が、価格やサービス面等で条件の合わない需要家とは取引しないことや、需要家の求めるガスの利用形態に応じた価格及び供給条件を設定することは、基本的に自由である。

しかしながら、ガスの導管供給に限ってみれば、一般ガス事業者の供給区域内においては、依然として導管ネットワークを保有する一般ガス事業者が大きな市場シェアを有しており、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べることを踏まえた一般ガス事業者の適切な対応が望まれる。また、公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者及び大口ガス事業者についても同様に、適切な対応が望まれる。

#### (2) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### (ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

大口供給に係る料金について、一般ガス事業者が自主的な取組として、合理的な算定方法による平均価格や標準モデルケース価格を広く一般に公表することは、公正かつ有効な競争を確保する観点から望ましい。

##### (イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

###### 不当に低い価格設定

一般ガス事業者が、新規参入者と交渉を行っている大口需要家に対してのみ、著しく低い価格を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売）。

ただし、より細かく個別の大口需要家の利用形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない価格を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

(注)事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して価格を引き下げることは、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広くみられるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、一般ガス事業者のように供給区域内において独占的地位を有する事業者が、効率的な費用構造を有する新規参入者への対抗手段として、新規参入者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る価格を提示することによって当該顧客との契約を維持しようとする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。

なお、一般ガス事業者が、大口需要家に対して大口供給部門全体の収支が赤字になるような価格でガスを供給する場合には、大口供給に係るガスの使用者以外の利益を阻害するものとして、ガス事業法上の改善命令が発動されるおそれ強い(ガス事業法第25条の2第2項)。

#### つなぎ供給における不当に高いガス料金の設定等

一般ガス事業者が、つなぎ供給(注)の要請に対して、不当に契約の締結を拒絶すること、又は需要形態が同様である他の需要家の料金に比べて不当に高い料金を設定すること、若しくは不当に不利な条件を設定することは、需要家が引き続き当該一般ガス事業者から供給を受けざるを得なくさせ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶、差別対価、差別取扱い等)。

(注)つなぎ供給とは、一般ガス事業者が、新規参入者に契約を切り替える需要家に対して、当該新規参入者が参入準備等の事情により一般ガス事業者の既契約終了後直ちに供給できない場合に、当該新規参入者が供給可能となるまで実施する供給をいう。

#### 不当に高い解約補償料の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、一般ガス事業者が、需要家が新規参入者からガスの供給を受けるため既存契約を解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収することにより、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくなる場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(拘束条件付取引、排他条件付取引等)。



## 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

供給区域内の小売市場において独占的地位を有する一般ガス事業者が、例えば、新規参入者と交渉を行っている大口需要家に対する既契約の途中解約、ガス料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を不当に組み合わせて行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にすることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

## 設備等の無償提供

大口供給部門の事業運営は、基本的に一般ガス事業者の経営自主性に委ねられており、一般ガス事業者が、本来需要家が負担すべき設備等を無償で提供する場合であっても、当該設備にかかる費用が大口供給部門において適切に回収されている限りにおいては、ガス事業法上問題とはならない。

しかしながら、一般ガス事業者が、新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（不当な利益による顧客誘引）。

## 物品購入・役務取引の停止

一般ガス事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、ガス導管等ガス事業に不可欠なインフラ設備を製造、設置又は販売する事業者）に対して、新規参入者からガスの供給を受けるならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

## 事実に反する情報の需要家への提供

一般ガス事業者が、営業活動の中で、事実に反する情報（例えば、新規参入者はガスの保安管理能力を全く有していない等）を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害）。

## 他の事業分野における独占的な地位の利用

他の事業分野において独占的な地位を有する事業者が、当該他の事業分野の取引における独占力を利用して、不当に、需要家に対して利益又は不利益の提供を示唆すること又は実行することにより、ガス市場における取引を自己に有利なものとするのは、他のガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法と

なるおそれがある（不当な利益による顧客誘引、取引強制等）。

## 2．簡易ガス事業者による特定ガス大口供給

### （1）考え方

簡易ガス事業者は、団地等の限られた供給地点群を対象とする市場において、同一規格のガスをポンプ等により供給する液化石油ガス販売業者と競争関係にある。特定ガス大口供給はかかる競争関係を重視し、平成11年のガス事業法改正により新たに自由化された分野であり、顧客獲得活動において競争者に対抗してガス料金を引き下げることが、正に競争の現れとして基本的には事業者の自主性に委ねるべきである。

### （2）公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

簡易ガス事業者が、特定ガス大口需要家に対して当該特定ガス大口需要家を含む供給地点群における特定ガス大口供給部門の収支が赤字になるような価格でガスを供給する場合には、特定ガス大口供給に係るガスの利用者以外のガスの利用者の利益を阻害するものとして、ガス事業法上の改善命令が発動されるおそれ強い（ガス事業法第37条の7において準用する第25条の2第2項）。

## ・託送供給分野における適正なガス取引の在り方

### 1. 考え方

導管ネットワーク利用の公平性・透明性に関する社会的信頼を確保することは、新規参入を促進し、かつガス事業者間の公正な競争条件を確保する観点から不可欠である。このため、今般、改正ガス事業法第22条の4（第37条の8において準用する場合を含む。）第1項各号において、一般ガス事業者及びガス導管事業者（以下、本章において「一般ガス事業者等」という。）に課される託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項を規定した。

これら託送供給に伴う禁止行為について、同規定の透明な運用と公正かつ有効な競争の促進の観点から、望ましい行為及び問題となる行為を明記し、当該禁止行為の停止等の命令発動基準を明らかにすることにより、禁止行為の効果的な未然防止を図ることとする。

（注）ガス事業法においては、一般ガス事業者等に対し、託送供給に附帯して発生することが見込まれるバックアップ、パーキング等の業務に係る料金その他の供給条件についても併せて託送供給約款に記載し、行政に届け出ることを義務付け、託送供給を依頼するガス供給事業者による託送供給の利用が著しく困難であるなど託送供給約款の内容が不適切な場合には、行政による変更命令が発動されることとされている。

また、一般ガス事業者等が正当な理由なく託送供給を拒んだ場合には託送供給命令が発動される。

なお、一般ガス事業者等以外の導管ネットワーク保有者にとっては、自主的に託送供給を行うことが望ましい。

### 2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

#### （1）情報の目的外利用の禁止

##### （ア）公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般ガス事業者等は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、大口供給及びガスを供給する事業の用に供するガスの供給（以下「卸供給」という。）等のガス販売営業活動又は当該契約等を行う部門（以下「営業部門」という。）ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。

託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、営

業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、営業部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。

上記 に掲げるもののほか、一般ガス事業者等は、現在、営業部門と連携して行われている一般ガス事業者等のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。

託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。

託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。

なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。

託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。

託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。

なお、一般ガス事業者等のガス事業の規模や経営実態から、上記から までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用という改正ガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。

#### （イ）公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該業務を行う一般ガス事業者等に対し、ガス事業法第22条の4（第37条の8において準用す

る場合を含む。)による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。

ここでいう「託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下のような情報をいう。

託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況

- 1) ガス供給源の接続予定地点、稼動（又は供給）開始予定時期
- 2) ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画
- 3) ガスの性状と圧力

託送供給依頼者のガス供給条件等

- 1) 託送によるガス供給の状況（託送ガス量、インバランス量、事故状況等）
- 2) 供給予備力
- 3) 保安体制及び組織

託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等

- 1) 需要動向（最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
- 2) 需要実績（最大ガス量、ガス流量変動履歴）
- 3) 託送の状況（託送ガス量）

ここでいう「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用し、又は提供することをいう。

託送供給依頼者の経営状況の把握  
託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案  
託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動  
託送供給依頼者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること

## (2) 差別的取扱いの禁止

### (ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般ガス事業者等は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等を整備し、公開することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、一般ガス事業者等のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、こうした措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用という改正ガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。

一般ガス事業者等は、託送供給料金と自ら行う大口・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の大口・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。

#### (イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務について、例えば、以下のように、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、一般ガス事業者等に対し、ガス事業法第22条の4（第37条の8において準用する場合を含む。）による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。

##### 託送供給関連業務部門による個別ルールの差別的な適用

導管網へのアクセスの検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階等において、例えば、以下のように、一般ガス事業者等が当該事業者の営業部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合（複数の託送供給依頼者に対して託送供給を行う場合において特定の託送供給依頼者とそれ以外の託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱う場合を含む。以下～において同じ。）

- 1) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、導管網へのアクセスの検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、託送供給等にかかる条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合
- 2) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、異なる条件で、ガス供給を制限又は停止する等、導管網の運用に関する取扱いが不当に異なる場合
- 3) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、導管のメンテナンス、ガスメーター交換の実施に関する情報の通知時期が不当に異なる、あるいは特定の事業者に対して事前に連絡を行わない等託送供給を利用するに当たり、託送供給依頼者が必要とする情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合
- 4) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、託送供給依頼者から正当な費用負担を行う意思表示がされているにもかかわらず、不当に導管を迂回して敷設する等により、導管網の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合

## 託送供給関連業務部門が所有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、導管網へのアクセスの検討に関して託送供給業務関連部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合

- 1) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、導管網へのアクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、導管敷設状況、導管の圧力・最大流量、託送供給可能量等）に不当に差がある場合
- 2) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、例えば、新しい託送供給料金の公表後、直ちに一般ガス事業者等の営業部門が新しい託送供給料金に基づき作成した新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当に差がある場合
- 3) 一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で、託送供給業務関連部門が保有するガスの使用者に関する情報（例えば、年・月間使用量等）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合

## 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように、一般ガス事業者等が当該事業者の営業部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合

- 1) 託送供給約款の対象とされていない低圧導管による託送供給を行う場合において、低圧導管にかかる託送供給料金の提示を遅らせる、提示する託送供給料金が異なるなどにより、一般ガス事業者等の営業部門が需要家に対し提供するガス供給サービスと同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合
- 2) 託送供給契約の契約単位において、一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で違いがあることにより、託送供給料金メニューの適用（基本料金、契約最大使用量等）に差がある場合
- 3) 託送供給契約期間中に契約最大使用量の変更を行う場合において、一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で補償料等の適用に係る取扱いが異なる場合
- 4) 託送供給契約において、託送供給依頼者が1年未満の契約期間での契約ができない又は一年未満の期間で契約を解約して精算することができないことなど、契約期間に関して取扱いが異なることにより、一般ガス事業者等の営業部門が需要家に対し提供するガス供給サービス（例えば、契約期間）と同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合
- 5) 託送供給サービスにおいて、一般ガス事業者等からの託送供給量の連絡の時期・方法が、一般ガス事業者等の営業部門と託送供給依頼者との間で不当に異なることにより、一般ガス事業者等の営業部門が需要家に提供しているガス使用量の通知サービスと同等のサー

ビスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合

その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応

導管部門の事故対応等(事故状況の問い合わせ、事故復旧の順序等)、メーターの交換等において、一般ガス事業者等の需要家であるか託送供給依頼者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合(なお、結果として事故復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない。)

### (3) 託送供給に附帯する業務の取扱いについて

#### (ア) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

託送供給に附帯する業務については、一般ガス事業者等による任意業務と位置付けられている。したがって、これらの附帯業務それ自体については、ガス事業法の変更命令及び託送供給命令の対象とならない。

(注) 託送供給に附帯する主な業務は、バックアップ、パーキング等のガス量の過不足に対する業務や、制御・監視、熱量調整、原料の貯蔵・気化等といった導管以外の設備を用いた業務がある。

#### ( ) バックアップ

法令で定める託送供給の範囲(1時間当たりのガスの受入量と送出量との乖離率が10%以内)を超えるガス量の不足に対するガスの一時的な補填

#### ( ) パーキング

法令で定める託送供給の範囲を超えるガス量の過剰に対する一時的な貯蔵

#### ( ) 制御・監視に係る作業又は設備の利用

ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備(付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等)

#### ( ) 熱量調整に係る作業又は設備の利用

受け入れるガスと導管内のガスの熱量が異なる場合に必要な作業及び設備(例:天然ガス(約9,500~10,800kcal/m<sup>3</sup>)にLPガス(約24,000kcal/m<sup>3</sup>)を加えて増熱し、11,000kcal/m<sup>3</sup>に調整)

#### ( ) LNG等原料の貯蔵・気化等に係る設備の利用

しかしながら、これらの業務の提供がなければ託送供給依頼者にとって大きな負担となる場合もあることから、大口供給等への新規参入促進の観点から、一般ガス事業者等においては、事業の的確な遂行に悪影響を及ぼさない範囲において、自主的にこれらの附帯サービスを提供することが望まれる。



(イ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般ガス事業者等が、託送供給に附帯する業務の提供を通常行っている一方で、特定の託送供給依頼者に対して正当な理由なく当該業務の提供を拒否することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

一般ガス事業者等が、従来から託送供給依頼者に対し提供している託送供給に附帯する業務を正当な理由なく打ち切るとは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶）。

## ．卸売分野における適正なガス取引の在り方

### 1．考え方

ガス事業者が供給ガスの原料を調達する方法としては、以下の選択肢がある。

- ( ) 大手一般ガス事業者又は国産天然ガス事業者等からの導管による天然ガスの購入
- ( ) 石油精製、石油化学、鉄鋼等の業種の企業からの導管によるオフガス等の購入（低カロリーガス）
- ( ) 大手一般ガス事業者又は国産天然ガス事業者等からのLNGの購入
- ( ) LPG、ナフサ等の国内卸元からの購入

特に、我が国の一般ガス事業では高カロリー化が進展しつつあり、今後も天然ガスの卸売を望む中小一般ガス事業者の増加が見込まれるが、高カロリーガスの主原料である天然ガスは、一部国産天然ガスも存在するものの、そのほとんどがLNGの海外からの輸入により賄われている。このLNGの輸入については、長期の引取契約の締結や莫大な設備投資を要することなどから、これを輸入する者は一部の事業者に限られる現状にあるため、中小一般ガス事業者の多くは、これら輸入業者（大手一般ガス事業者等）や国産天然ガス事業者から導管又はローリー等による供給という形態でガスの卸売を受けている。

また、カロリーの異なる他の種類のガス原料に切り替える場合には、ガス供給設備の切り替えや需要家における消費機器の調整等に多大な費用と人員を要するため容易ではない。さらに、原料調達分野における行為が、自由化されたガス供給の分野において競争制限的に働く事態は回避すべきである。

(注) なお、改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）上は、卸先の一般ガス事業者の規制領域のガス料金等への悪影響防止の観点から、上記( )及び( )を「卸供給」と法律上位置づけ、料金その他の卸供給条件の届出を要する旨の規制を行ってきたが、今般の改正ガス事業法の施行に伴い、平成16年4月より、旧ガス事業法において規定されていた卸供給条件の届出制は廃止される。ただし、旧ガス事業法の規定する卸供給事業者が旧ガス事業法の規定する卸供給を約した契約については、変更の届出、卸供給条件に対する行政による変更命令等の措置について、施行から3年間の経過措置が整備されている。このため、改正ガス事業法の施行から3年間は、当該契約による卸供給の料金が不当に高いなど卸供給条件が『ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものでない』場合にはガス事業法上の変更命令が発動される。

この場合において、行政による事後的な介入の回避と、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べることを踏まえたガスの卸売を行う一般ガス事業者及びその他の事業者（以下、本章において「卸売事業者」という。）の適切

な対応が望まれる。

## 2. 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガスの卸売の受け手側である一般ガス事業者には、ガス事業法により供給区域内の需要家への供給義務が課されていることから、卸売事業者は、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対して可能な範囲で継続的に必要なガス量を供給することが望まれる。

### (2) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

#### 取引拒絶及びその示唆による不当に高い料金設定等

一般ガス事業者が特定の卸売事業者からガスの卸売を受ける以外にガスを調達することが事実上困難な場合において、その卸売事業者が、不当に取引を拒絶したり、あるいは不当に取引の拒絶を示唆して不当に高い料金などの不利な条件での取引を当該一般ガス事業者に余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、優越的地位の濫用、拘束条件付取引等）。

#### 不当な拘束条件付取引等

卸売事業者が、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対して競争者からは供給を受けないことを条件として取引することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引）。

卸売事業者が、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対して取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

卸売事業者が、ガスの卸売の相手方である一般ガス事業者に対してその供給先である需要家等を制限することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引）。

## ・小売規制分野（選択約款）における適正なガス取引の在り方

### 1．考え方

平成11年のガス事業法改正により、小売規制分野に選択約款制度が導入され、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者による料金メニュー設定の自由度が高まった。このため、他エネルギーとの競争の促進が予想される一方、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が他エネルギーとの競争を重視する中で、需要家間での不当な差別的取扱いを内容とする又は選択約款の適用対象とならない一般の需要家に悪影響を及ぼすような選択約款メニューの設定を行うおそれがある。

したがって行政による事後的な介入の回避と、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べることを踏まえた一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の適切な対応が望まれる。

### 2．公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

#### (1) 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた選択約款を設定し、それを広く一般に公表することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、個別又は一部地域の需要家、工場・家屋等の新設需要家、他燃料からの切替を行った需要家等）にかかわらず、すべての需要家を公平に扱うことになるからである。

また、選択約款の料金については、総括原価を拠り所として費用を算定する方法に加えてネットレベニュー・テスト方式（注）が採用されているところであるが、これは、当該選択約款の設定によって収益の増加が図られれば、結果として当該選択約款によらない他の小口需要家の利益の保護・増進に寄与するとの考えによるものであり、設定された選択約款がネットレベニュー・テストに合致している場合には、ガス事業法上の変更命令が発動されるおそれは小さい。

（注）ガス事業法においては、選択約款を設定・変更する場合に、「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること」及び「供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと」をその要件としており、総括原価を拠り所として費用を算定する方法又はその設定等によって収益が増加（費用回収年数は1年から5年の間で一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が任意に設定）することをチェックするネットレベニュー・テストを採用している。

また、透明性の確保の観点から、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、当該選択約款に係る料金の設定等について、これまで以上に十分かつ確かな説明を行っていくことが、公正かつ有効な競争の観点からも望ましい。

## ( 2 ) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### 費用回収が適切に行われない価格設定

設定された選択約款がネットレベニュー・テストに合致しない場合及び選択約款の届出時においてネットレベニュー・テストに合致している場合であっても、当初設定した費用回収年数が経過したにもかかわらず、その費用回収が適切に行われていない場合には、供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を阻害するものとして、ガス事業法上の変更命令が発動される（ガス事業法第 17 条第 8 項（第 37 条の 7 において準用する場合を含む。））。

### 需要家間の不当差別

一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、競合する他のエネルギー供給業者から供給を受けている、または交渉を行っている需要家など自社の供給区域内の一部の需要家に対してのみ低い価格による選択約款を設定することは、特定の需要家に対する差別的取扱いに当たるため、ガス事業法上の変更命令が発動される（ガス事業法第 17 条第 8 項（第 37 条の 7 において準用する場合を含む。））。

### その他

一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、自ら販売しているガス消費機器の利用者のみを対象とする選択約款を設定することは、特定の需要家に対する差別的取扱いに当たるため、ガス事業法上の変更命令が発動される（ガス事業法第 17 条第 8 項（第 37 条の 7 において準用する場合を含む。））。

なお、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、ガス配管工事を専ら行いうる地位を利用して、需要家に対して自社のガス消費機器の購入を強制することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等）。

## ・LNG基地の第三者利用に関する適正なガス取引の在り方

### 1．考え方

我が国は国内ガス供給の大半を海外からの輸入LNGに依存しているため、LNG基地は、導管網の起点となっている。ガス市場の活性化と公正な競争条件の整備の観点から、LNG基地の第三者による利用を促進することは、新規参入の促進やガスの調達源の多様化に資するものである。

具体的には、LNG基地については、その建設容易性や余力の開示方法の困難性等の点で導管網とは性格が異なる面もあることから、第三者による利用に当たっては、LNG基地を保有又は運営する事業者(以下「LNG基地事業者」という。)と利用を希望する者との当事者間の相対交渉によるものとし、透明かつ公平な利用を促すことが必要である。

### 2．公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

LNG基地事業者は、LNG基地の第三者による利用に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

LNG基地事業者が、第三者がLNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を策定すること。

LNG基地事業者が、基地の設備容量及び現行の運用状況や将来の運用に関する予定(予想)など余力を推定するに十分な情報を公開すること。

LNG基地事業者が、利用の申出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知すること。

LNG基地事業者が、利用希望者と利用に関する契約の締結に至った場合、競争上の地位、利用者の承諾など法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後で公表すること。

### 3．公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

LNG基地事業者が、当該基地を利用する以外に事業活動を行うことが事実上困難な自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるガス事業者からの利用の申出に対して、他のガス事業者に利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒否し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒否し、当該ガス事業者の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引拒絶、私的独占等)。